

『森林経営管理制度』による次世代につなげる森林づくり

矢板市農林課林政推進室

戦後の木材需要期に植林されたスギ・ヒノキ等の森林

木材としての利用時期を迎える	林業を取り巻く社会情勢の変化 木材価格の下落	所有者による森林管理が困難化
----------------	---------------------------	----------------

令和元年度『森林経営管理法』の施行

森林所有者による「森林管理責務」の明記	適時の伐採、造林、保育等の経営管理が求められる
---------------------	-------------------------

市町が主体となった森林経営管理の仕組みの創設

間伐等の経営管理を要する森林が対象	市が所有者から一定期間の森林管理の委託を受け、 間伐や主伐・再造林等を行う仕組みを創設
-------------------	--

森林経営管理制度のしくみ



① 間伐が手遅れ状態であるなど現状では「林業経営に適さない森林」

⇒ 森林の健全化を目的に、所有者の経費負担なしで市が間伐などを実施

② 伐採木の販売収益により所有者の利益が見込める「林業経営に適する森林」

⇒ 持続可能な森林経営を行うため、主伐・再造林等を【意欲と能力のある林業経営者】に再委託

森林経営管理制度による取組の流れ

1 森林経営管理に関する意向調査

市では、【森林所有者意向調査】を計画的に行い、所有者から森林経営管理制度の活用希望や相談があった森林を対象に、**2以降の取組**を進めています。

森林管理に関する森林所有者意向調査 調査票

※この調査票は、森林所有者の意向を調査するためのものです。記入の際は、必ず「森林所有者意向調査票」を添付してください。

※記入の際は、必ず「森林所有者意向調査票」を添付してください。

林分	面積	樹種	林齢	用途
杉	10	杉	10	用
松	20	松	20	用
雑木	30	雑木	30	用
その他	40	その他	40	用

※この調査票は、森林所有者の意向を調査するためのものです。記入の際は、必ず「森林所有者意向調査票」を添付してください。

※記入の際は、必ず「森林所有者意向調査票」を添付してください。

森林所有者意向調査票



パンフレット

2 森林状況等の確認

森林所有者に現地立会いを依頼し、境界、樹種・林齢、経営管理履歴及び今後の経営管理の意向について確認させていただきます。

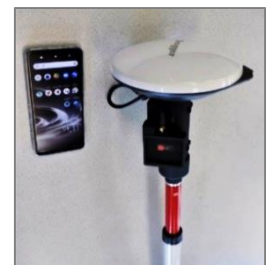
なお、地籍調査が未実施などで対象森林の明確化が必要となる場合は、隣接森林所有者等に立会いを依頼することがあります。（※対象森林の明確化が必要）



3 森林測量の実施

対象森林の周囲や林相の違いについて、レベルコンパス等を活用した簡易測量を行い、面積の把握と平面図の作成を行います。（地籍調査済：林相区分測量のみ実施）

なお、測点に木製杭を設置させていただきます。



レベルコンパスによる測量の例

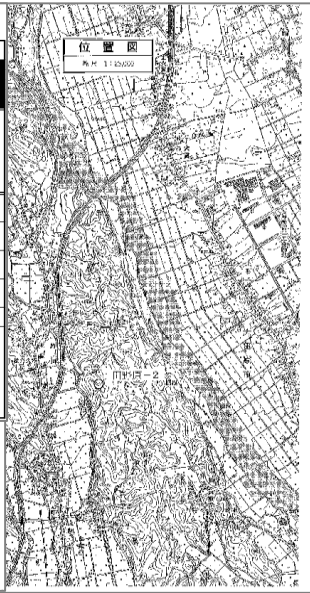
GNNS測量機材の活用

4 『経営管理権集積計画』の作成

- ① 対象森林の所在・面積・樹種等
- ② 経営管理の期間（保育間伐：5年程度、主伐・再造林・保育：15～20年程度）
- ③ 経営管理の内容（間伐、主伐・再造林など）
- ④ 木材販売により収益がある場合の金銭の額の算定方法

などについて【森林所有者】と【市】の間で内容調整のうえ、**【経営管理権集積計画】**を作成し、市が同計画を**公告**することにより、対象森林の経営管理を担わせていただくことになります。

経営管理権集積計画											
1 集積事項		経営管理権の指定を受ける市町村(乙)				(集約)				(所在地)	
市町村	集積事項	経営管理権も指定する市町村の森林所有者(甲)				(集約)				(所在地)	
東一川町	経営管理権も指定する市町村の森林所有者(甲)										
番号	所在	地番	林種	小班	地目	面積 (ha)	樹種	経営管理権の存続期間 (年)	経営管理権の存続期間 (年)	経営管理権にまついで得られる収益の算定方法 (円)	その他
1	矢板市	119-1	山林	0.0307	雑木	0.0307	雑木	5年	15	〇 公益、若年成長中に当該林分は公益化を図るため、当該林分の経営管理を委託するものとする。	〇 公益は、当該林分が公益化を図るため、当該林分の経営管理を委託するものとする。
2	矢板市	120-1	山林	1.0961	雑木	1.0961	雑木	5年	15	〇 公益、若年成長中に当該林分は公益化を図るため、当該林分の経営管理を委託するものとする。	〇 公益は、当該林分が公益化を図るため、当該林分の経営管理を委託するものとする。
3	矢板市	120-2	山林	0.0442	雑木	0.0442	雑木	5年	15	〇 公益、若年成長中に当該林分は公益化を図るため、当該林分の経営管理を委託するものとする。	〇 公益は、当該林分が公益化を図るため、当該林分の経営管理を委託するものとする。
4	矢板市	121-1	山林	0.0686	雑木	0.0686	雑木	5年	15	〇 公益、若年成長中に当該林分は公益化を図るため、当該林分の経営管理を委託するものとする。	〇 公益は、当該林分が公益化を図るため、当該林分の経営管理を委託するものとする。
計						1.2394					



矢板市公告第320号						
公 告						
下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。						
なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において閲覧に供する。						
令和4年10月31日						
矢板市長 齋藤 淳一郎						
記						
1 経営管理権集積計画の対象森林						
整理番号	所在・地番	林種・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間 (終期)	備考
集-植田6	矢板市植田字田ノ入1235-7	22-7-13	山林	0.2149 (0.30)	2028.3.31	
集-田野原2	矢板市田野原字東山119-2、120-1、120-2、121-2	32-1-7AB 12AB	山林	1.2394 (1.34)	2028.3.31	
計				1.4543 (1.64)		
※ 表中面積欄：上段は林地台帳面積、下段（ ）内は経営管理面積						
2 閲覧場所						
(1) 矢板市経済建設部農林課						
(2) 矢板市ホームページ						
3 本公告により、矢板市に経営管理権が設定されるとともに、森林所有者に経営管理受益権が設定される。						

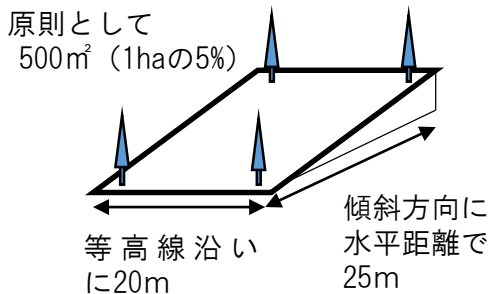
経営管理権集積計画及び公告の例

5 集積計画に基づく経営管理の実施

(1) 標準地調査の実施

森林内の立木密度や成育状況を把握するため、樹種や林齢の異なる林分（小班）ごとに、1ヘクタールあたり500㎡（25m×20m方形など）の標準地を1か所設定し、立木の胸高直径（胸の高さの直径）や樹高を測定。

間伐を計画する場合、間伐木の選定を行い、委託設計における根拠資料とします。



標準地設定例



胸高直径測定・選木



樹高測定

(2) 間伐等の手入れが必要な「林業経営に適さない状況の森林」

市が**森林環境譲与税**の財源を活用し、原則として森林所有者の経費負担なしで間伐などの森林整備を実施します。（林業事業者へ委託発注）



間伐木伐倒



架り木処理



つる切り



間伐木の選木

- ・ 間伐木伐倒
 - ・ 玉切り
 - ・ 片付け（一部）
- ※ 作業の安全確保上、
下層植生の刈払いを行う場合があります。



間伐実施済



完了検査



腐朽する間伐材

【市が行う間伐】

過密林分において不良木等を一定割合抜き伐りし、残存木の成長を促進させます。

原則、間伐木は林内に残置し、森林に戻します。

【森林環境譲与税】

森林整備や林業担い手不足等喫緊の課題への的確に対応していくため、令和元（2019）年度から、「**私有林人工林面積**」、「**林業就業者数**」及び「**人口**」の3基準に基づき、市町や県に一定額が前倒し譲与されており、森林経営管理制度等に活用されています。

令和6（2024）年度から、その財源（国税）として1人年額1,000円が賦課されます。

(3) 伐採木により所有者の利益が見込める【林業経営に適した森林】

① 現地検討会による森林査定

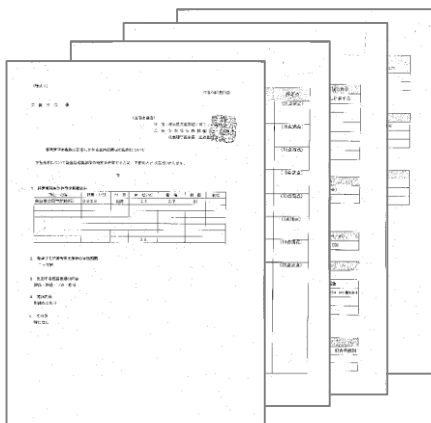
林業経営に適すると思われる森林を対象に、「矢板市森林経営管理推進協議会(現地検討会)」を開催し、主伐・再造林等を行った場合の収益性を検討します。

② 再委託業者の選定

①で収益性有と査定された場合、当該森林を対象に、県が登録した「意欲と能力のある林業経営者」へ金銭見積を含んだ【経営管理の企画提案】を募集し、『選定委員会』の開催により、最も優れた提案を行った林業経営者を市が選定します。



現地検討会



企画提案書



企画提案選定委員会

③ 『経営管理実施権配分計画』の作成・公告

集積計画や企画提案の内容に基づき、【選定業者】と【市】との間で、

ア 対象森林の所在・面積・樹種等

イ 経営管理実施の期間(※主伐を含む場合は15年以上)

ウ 経営管理実施の内容(主伐・再造林、利用間伐など)

エ 木材販売により収益がある場合の金銭の額の算定方法

などについて内容調整のうえ「経営管理実施権配分計画」を定め、市が同計画を公告し、選定業者が『経営管理実施権者(再委託者)』となります。

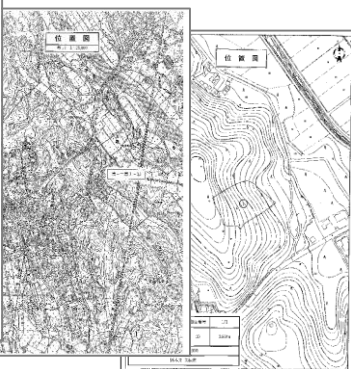
1 個別事項		2 共同管理実施権の配分を受ける者(ア)		3 共同管理実施権の配分を受ける者(イ)					
集積番号	配分区分	林業経営者(氏名)	所在地(市町村)	面積(㎡)	樹種	林業経営者(氏名)	所在地(市町村)	面積(㎡)	樹種
1	共同管理実施権	矢板市森林組合 代表理事 菅原 淳一郎	矢板市	38,212	山林	矢板市森林組合 代表理事 菅原 淳一郎	矢板市	38,212	山林

この計画に定める事項は、

1 権利の設定を受ける者(ア) 住所(同上) 矢板市森林組合 代表理事 菅原 淳一郎 印

2 権利の設定を受ける者(イ) 住所(同上) 矢板市森林組合 代表理事 菅原 淳一郎 印

(注) 1 この計画は、経営管理実施権の配分を受ける者(ア)と(イ)との間で、調整が行われる。調整が行われる場合は、調整が行われる旨を、関係者に通知する。調整が行われる場合は、関係者に通知する。調整が行われる場合は、関係者に通知する。



集積番号	所在・樹種	面積(㎡)	樹種	日付	面積(㎡)	経営管理実施権者の名称	住所
第1集積区画(配分区分-3)	矢板市上屋字地積第3集積区画	38,212	山林	0.60	2023.2.28		
氏名	住所	氏名	住所				
菅原 淳一郎	矢板市森林組合 代表理事 菅原 淳一郎	菅原 淳一郎	矢板市森林組合 代表理事 菅原 淳一郎				

経営管理実施権配分計画 及び 公告の例

④ 経営管理実施権者による森林経営管理

経営管理実施権者は、善良なる管理者の注意をもって森林所有者の利益に最も適合するように配慮し、配分計画に基づき、主伐・再造林等の経営管理を実施します。

《主伐・再造林・下刈等の例》



伐採・造材



山土場への集運材



市場等への運材



木材販売（市場等）



主伐後の再造林



下刈作業

◆ 森林所有者への利益の支払い（主伐・再造林等の場合）

配分計画において、所有者に支払う主伐時の利益を【**企画提案時の見積額**】と定めた場合、経営管理実施権者は、同計画の公告後、所有者へ同額を支払います。

主伐を行う場合、経営管理実施権者は、再造林、下刈等保育及び森林保険加入等に要する額を【**企画提案の見積額**】に含めるとともに、それらの経費を適切に留保し、主伐後の経営管理に充てます。

《企画提案時の見積額（例）》

森林所有者に支払う額

= 木材販売収益 + 森林整備補助金 - 伐採・搬出・販売等経費 - （地拵・造林・下刈（5回）・除伐（1回）経費 + 森林保険加入費（10年間）

- 経営管理実施権者が経営管理を行う場合、森林法第11条に基づく「**森林経営計画**」への登載手続きを行い、**国の森林整備補助制度**を活用します。
- 森林経営計画に基づく主伐等により、森林所有者が一定額以上の山林所得を得た場合、**森林計画特別控除(所得税)**を受けることが可能となります。

⑤ 市の役割

対象森林の【**巡視**】や経営管理状況の確認等を行い、森林所有者へ年1回以上の情報提供を行います。